

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和4年2月18日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	R3年4月1日
	訪問調査日	R3年11月30日
	評価結果の確定日	令和4年2月10日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

## I 事業者情報

### (1)事業者概況

事業所名称	認定こども園みゆき	種 別	幼保連携認定こども園		
事業所代表者名	園長 難波 聖祿	開設年月日	平成29年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 昌和福祉会	定 員	155人	利用人数	153人
所 在 地	〒720-0003 広島県福山市御幸町森脇535				
電話番号	084-955-0049	FAX番号	084-955-0449		
ホームページアドレス	<a href="http://www.ho19.jp/miyuki.html">http://www.ho19.jp/miyuki.html</a>				

### (2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後43日～)から5歳児の保育	毎月:避難防災訓練, 身体測定, 誕生会, 交通指導
○ 延長保育(7時～19時まで)月～土曜日	年間2回:健康診断(医科・歯科)
○ 一時預かり	入園式, 卒園式, バス遠足, 夏祭り, 運動会, 保育参観(5回)
○ 地域子育て支援拠点	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 保育室 5 室	○屋内遊戯室 3か所 ○相談室 1か所
○ 乳児室 1 室	○園庭 2か所 ○会議室 1か所
○ 一時保育室 1 室	○ほふく室 1か所 ○事務室 2か所
○ 子育て支援室 1 室	○その他
○ 保健(医務)室 1 室	トイレ(9か所), 調理室(1か所), 調乳室(1か所)
○ ランチルーム 1 室	沐浴室(1か所), 砂場(1か所), 足洗い場(4か所)
	プール(3か所)

### 職員の配置

職 種	人 数(うち常勤の人数)	職 種	人 数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	調理員	2人(0人)
教頭	1人(1人)	嘱託医	2人(0人)
主幹保育教諭	2人(2人)	看護師	1人(0人)
保育士	30人(21人)	保育補助	6人(0人)
管理栄養士	1人(1人)	養護教諭	1人(1人)
栄養士	3人(2人)		

## II. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

認定こども園みゆきは、社会福祉法人昌和福祉会が運営されている3つの認定こども園の1つです。当園は、平成29年に福山市立の「御幸保育所」が法人移管され、平成30年に現在の場所に新園舎を建設し、移転されています。令和2年には幼保連携型の認定こども園に移行し、運営されています。園舎は、木のぬくもりが感じられ、活動場所と寝る場所が完全に分けられた各教室、ランチルーム、遊戯室など、子どもがのびのびと生活できるよう、随所に職員の思いが感じられる施設でした。

法人全体の理念である「愛は生命である」を基本に「笑顔を絶やさないように」一人ひとりの大切な命を預かっているという福祉の原点を大切にされています。また、キャリアパスや細かな勤務体制の構築など、職員が長く働ける職場づくりにも積極的に取り組まれています。

第三者評価は、旧保育所を含め今回で2回目の受審ですが、事前に共通理解のための説明会を実施して職員全員で取り組まれており、今回の訪問で前回受審時の改善点も改善されていることが確認できました。

### ◎特に評価の高い点

(1)職員の状況に合わせ、臨時職員・パート・正職員と多様な働き方を柔軟に選択できるようキャリアパスを示し、少しでも長く働けるよう15分毎のシフトを作成されるなど、職員が辞めずに長く働ける仕組みを構築し、離職率の低下につながられています。(管理運営編 No.9:人事管理の体制整備)

(2)平成30年に完成した新しい園舎は木造の2階建てで、子どもの生活スペースは、すべて1階に配置されています。各教室は、活動スペースと寝るスペースが完全に分離された空間になっており、4・5歳児が使用するランチルームや、発表会にも使用できる広い屋内遊戯室、雨天時にも遊べるプレイルームなどゆとりのある設計で子どもがのびやかに生活できるよう工夫されています。また軒下が長く、暑い日には日陰で休めるように工夫され、広い園庭は「太陽の庭」と名付けられ、トラック状に芝生が植栽されています。子どもがのびのびと気持ちよく遊べる遊具はすべて可動式になっています。(管理運営編 No.14:設備環境)

(3)子どもの睡眠時には、5分毎に確認表でチェックし、SIDSの対策をされています。SIDSの発生は入園直後が多いため、保護者とも連携し、慣らし保育期間を長めに設定されています。離乳食についても、入園時や進行状況に合わせ、保護者・担任・栄養士で話し合いの機会を持たれています。(サービス編 No.21:乳児保育)

(4)子どもの生活の様子は、連絡帳の他、セコムメールも活用して雨天時や緊急時等の連絡もされています。また、毎月2回クラスだよりを発行してクラスの様子を伝えるとともに、月の目標と評価についても保護者と共有されています。(サービス編 No.25:保護者等との連携、共有)

### ◎特に改善を求められる点

(1)保護者からの相談・意見については、ご意見BOXやメール等様々な手段で受け付けられていますが、アンケートは限られた保護者を対象に実施されていました。今後は、保護者全員に対して行事後にアンケートを実施されるなど、園として保護者の意見を傾聴する仕組みを作られることで、さらなる信頼関係の構築につながってはいかがでしょうか。(管理運営編 No.21:利用者満足の上昇)

(2)ヒヤリ・ハット発生時は記録し、事例を蓄積されていますので、今後は、ヒヤリ・ハット事例を定期的に分析し、発生場所や時間、環境などを整理し、職員全体で共有することで、良好なPDCAサイクルの循環につなげ、事故発生を未然に防げるよう、より一層努められてはいかがでしょうか。(サービス編 No.30:事故・天災への対応)

## III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価は、法人としては2013年(平成25年)以来8年ぶりであり、現施設は2017年(平成29年)に開園したので初めての受審となりました。第三者評価自体は初めてという職員も多く、職員と共に理解を深めることができました。

評価には多くの視点がありますが、日々の活動ではなかなか意識できていない点として、計画に多くの職員や利用者が関わる仕組みの難しさや情報の見える化、ヒヤリ・ハットなどの事象を体系的に分析することなどが重要であることが改めて認識できました。また、利用者からの声を定期的に吸いあげる仕組みづくりを指摘されたことはとても意味があったと思います。

今後は、単に日々の活動の評価で終わらずに、評価によって浮かびあがった課題を具体的な方法で改善し、次期の活動で活かすモチベーションにつなげたいと考えます。

第三者評価自体は5年に一度程度の受審が目安ですが、5年間で経営環境や保護者ニーズにも大きな変化がありますので、今後も定期的な受審ができればと思います。

## IV. 項目別の評価内容

## 1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	法人理念として「愛は生命である」を掲げられています。平成29年の公立保育園の移管後から、「ひとりひとりを大切にする保育」を合言葉に、命と子どもの人権について常に考える保育を実践されています。 理念・基本方針は、園内の様々な場所に掲示されるとともに、パンフレットやホームページ等にも明示し、行事等の挨拶でも引用されており、職員だけではなく、保護者にも浸透するよう努められています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	法人の理念・ビジョンの実現を目的に、「中期計画」(3年間)、「長期計画」(9年間)を策定し、単年度の事業計画を設定されています。法人として、新たに開設された事業所の計画等も含め、最新の中・長期計画を現在策定中とのことでした。 年間の保育計画や行事計画は、職員会議等で検討し、事業計画と連動して策定されています。事業計画は、誰もが閲覧できるように掲示板に掲示されており、職員にも配布されていますが、今後、さらに職員に周知する方法について検討したいとの意向が伺えました。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	組織が新しい制度に対応できるよう、行政等の会議・研修に参加し、衛生管理者の資格も取得されるなど衛生・安全に関する法令の理解にも努められ、職員に必要な指示・指導が行われています。 保育管理システムの導入や、組織の中で職員が成長していけるようキャリアパスを構築されるなど、業務改善にも積極的に取り組まれています。電子連絡帳の導入準備も進められており、スマート保育を実現することで、さらなる業務の効率化をめざされています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	園長は福山市私立認可保育施設協会の副理事長を務められており、地域の利用者数の推移やニーズを把握・分析し、認定こども園への移行や小規模保育所の開設など、利用者の受入確保に対応されています。 園の移転や認定こども園への移行など、常に新たな事業を展開されており、法人監事の税理士による助言・指導も受けて経営状況を分析し、安定した経営につながられています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	職員の状況に合わせ、臨時職員・パート・正職員と多様な働き方を柔軟に選択できるようキャリアパスを示し、少しでも長く働けるよう15分毎のシフトを作成されるなど、職員が辞めずに長く働ける仕組みを構築し、離職率の低下につながられています。 保育士資格のない職員には、積極的に資格取得を促し、休暇取得など柔軟な支援をされています。新入職員は、研修も兼ねて4月の採用前から先行して臨時職員として働き、職場に慣れる体制も作られています。 実習生の受け入れマニュアルも整備し、毎年、多くの実習生を受け入れられており、各実習生の希望に沿った実習が行えるよう配慮されています。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	利用者の安全を最大の責務とされており、緊急時・救急時への対応マニュアルを整備し、定期的な避難訓練も実施されています。また、毎月、チェックリストに基づき、保育環境・職場環境も点検されています。 怪我等が発生した場合は、職員会議等で原因を話し合い、事故分析をされており、ヒヤリ・ハット事例も記録し蓄積されています。誤飲や窒息への対応に関しては、重点的に取り組まれており、年に数回危機管理研修も実施されています。
	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	平成30年に完成した新しい園舎は、木造の2階建てで、子どもの生活スペースは、すべて1階に配置されています。各教室は、活動スペースと寝るスペースが完全に分離された空間になっており、4・5歳児が使用するランチルームや、発表会にも使用できる広い屋内遊戯室、雨天時にも遊べるプレイルームなどゆとりのある設計で子どもがのびやかに生活できるよう工夫されています。また軒下が長く、暑い日には日陰で休めるように工夫され、広い園庭は「太陽の庭」と名付けられ、トラック状に芝生が植栽されています。子どもがのびのびと気持ちよく遊べる遊具はすべて可動式になっています。メインの運動場の他、0歳児専用の園庭、年齢に合わせたトイレ・手洗い場、広いサニタリーゾーンも整備されています。 掃除は毎日行われており、低年齢児の教室・玩具は毎日丁寧に消毒し、清潔に保たれています。換気システム・空気清浄機の設置等で臭気等の対策もされています。

2 組織の運営管理	(5)地域との連携 自己評価：N0.16	園の移転時には、地域住民との関係作りに苦労されたようですが、現在は園として町内会組織にも加入し、地域行事にも積極的に参画されており、地域との良好な関係を築かれています。 ボランティアは登録制で受け入れられており、マニュアルも整備し、中学生・高校生・大学生まで年間を通して積極的に受け入れられています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：N0.17-18	福山市私立認可保育施設協会の会議等に参加し、市内の保育課題の把握に努められ、予算要望書の取りまとめも行われています。 福山市地域福祉貢献活動協議会にも参画し、市内の事業所と協力し、災害時の協力体制づくりや引きこもり相談等にも対応されています。 財務諸表は、玄関先で閲覧できるよう掲示されており、法人のホームページ・福祉医療機構(WAMNET)でも公表されています。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：N0.19-24	子どもの人権尊重については、法人理念・基本方針に示し、会議や研修の場で周知されています。 子どものプライバシー保護については、個人情報取り扱い方針に定め、入園時に保護者へ説明し、文書で了解を得られています。個人情報が含まれる記録も、鍵のかかる部屋・ロッカーで厳重に管理されています。 保護者からの相談・意見については、送迎時の会話やおたよりノートを通じて日々対応されており、ご意見BOXやメール等様々な手段でも受け付けられています。年に数回、クラス懇談会も開催し、保護者の自由な意見交換の場も設けられています。年に1回、保護者会役員が福山市保護者連合会主催のアンケートに協力し、園も意見として把握はされていますが、保護者全員へのアンケートは実施されていませんでした。苦情解決の体制も整えられており、第三者委員も設置されています。また、相談対応方法をフローチャートにまとめ、迅速に対応できる仕組みを整えられています。 ◎現在アンケートは限られた保護者を対象に実施されているため、保護者全員に対して行事後にアンケートを実施されるなど、園として保護者の意見を傾聴する仕組みを作られることで、さらなる信頼関係の構築につながられてはいかがでしょうか。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：N0.25-28	第三者評価は園として2回目の受審となり、認定こども園としては今回初めて受審されました。受審前には、事前に共通理解のための職員研修を実施し、受審後は、結果や課題を職員で共有するとともに、園だよりも記載し、保護者にも周知されています。 健康・衛生・虐待・感染症・災害等、日々の保育に関するマニュアルを整備し、職員にも周知されています。 保育管理システムを導入し、児童の基本情報や日誌は、専用ソフトで管理されており、子ども一人ひとりの記録を職員全体で共有し、生きた記録として活用されています。職員室にパソコンも完備されており、記録の記載方法をまとめたマニュアルも作成し、入職者への教育も実施されています。 サービス提供記録の開示については、利用案内(兼重要事項説明書)で具体的な事例を提示し、規程に沿って対応されています。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：N0.29-32	園のサービスについては、パンフレットやホームページを作成し、保護者や地域、学生にも情報を発信し、積極的に見学にも対応されています。 保育所利用時には、利用案内「みんなともだち」でサービス内容や重要事項説明書・約款の内容を含めて説明し、保護者の同意を得られています。契約終了についても利用契約約款に定め、保護者に説明されています。特に、認定こども園に移行されてからは、契約の部分特に丁寧に説明するよう努められています。 転園時や小学校、学童クラブ、児童発達支援センターには、健診結果や保険加入の状況等、必要な情報を保育要録にまとめて情報提供されており、保育の継続性に配慮されています。

## IV. 項目別の評価内容

## 2 サービス編：保育所

1 事業所運営体制の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	勤務体制が異なるため、職員が一同に集まる会議の開催は難しいようですが、クラス代表が集まる会議を開催し、毎日の昼礼を通じて情報共有をされています。 認定こども園に移行後は、教頭や主幹保育教諭がフリーの立場で保育に関わられており、課題を抱える職員に助言し、細やかにサポートされています。 子どもに関する情報は、保育管理システムを使用することで統一した様式・方法で管理して情報共有されており、情報の流出を防ぐため、記録は鍵のかかる部屋・棚で厳重に管理・保管されています。記録の記載方法をまとめたマニュアルも作成し、入職者への教育も実施されています。
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	全体的な計画をもとに、教育・保育課程と連動させながら、年間・月間・指導計画・週案・日案を各クラスの複数の担任で作成されています。教育・保育課程に基づき、子どもの発達状況を見通し、生活の連続性や学期毎の変化等にも考慮されています。 子どもは、公民館や移動図書館を利用したり、地域の方の農園の見学や、焼き芋会・秋の実りの収穫などを通して地域の方と交流する機会をもたれています。現在、外国籍の子どもは在籍されていませんが、文化の異なる子どもや保護者に配慮する体制も整えられています。 クラス名簿は男女混合で作成されており、トイレ表示も赤・青ではなく白で表示したり、スリッパの色も黄色で統一するなど、日ごろから性差への先入観につながらない保育に努められています。
	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	健康管理については、保護者が児童票へ記載した子どもの既往歴や予防接種の状況等をデータで管理されており、園内で感染症が発生した場合は、予防接種記録を確認して、罹患していない子どもへ注意を促されています。健康診断・歯科健診も定期的実施されており、診断結果によっては、保護者に「治療おすすめ券」を渡して受診をすすめ、受診結果も確認されています。 食事については、育てる意欲・食べる喜びを味わいながら食事が楽しみとなるよう菜園活動やクッキング等に取り組まれています。4・5歳児の昼食・おやつはランチルームを使用し、ゆっくりと食事ができる環境を整えられています。ランチルームは、調理室と隣接しているため、子どもが調理作業を身近に確認することができ、調理員とのコミュニケーションの場にもなっています。 食物アレルギーのある子どもには、医師の指示書を半年に1回提出してもらい、除去食の確認をされています。給食時には、除去カードを作成し、専用の配膳トレイを使用して間違いのないよう配膳されています。 保護者には、毎月のおたよりで献立を周知されており、玄関先にも毎日食事のサンプルを展示されています。春にはランチ参観を実施し、保護者が給食の試食を行い、食事に関して保護者同士で話す機会を設けられています。
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	子どもが快適に過ごせるよう、床暖房・換気システム、空気清浄器を設置し、定期的に学校薬剤師による室内環境のチェックを受けられ、毎月園内・遊具の安全点検を実施されています。訪問時、園内には大きなツリーが飾られており、クリスマスまでに子どもが制作した飾りやイルミネーションを徐々に加えていくことでクリスマスムードを高められていました。 各クラスは、活動場所と寝る場所が完全に分けられており、一人ひとりのリズムに合わせて安心して眠れる環境を整えられています。たくさんの遊具、砂場が配置された園庭の他、乳児専用の園庭や雨天時やプール遊びで利用できる屋内遊戯室も整備されており、園児がのびのびと遊べるよう配慮されています。園庭のプランターでは、季節に合わせた野菜も育てられていました。 年齢に合わせたおもちゃ、自由画帳やのり、はさみ、クレヨンなど様々な用具は自由に使えるように準備されています。複数担任制により、子どもが安心して自由に好きな遊びができる体制にもつながっています。

<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(4)保育内容 自己評価：NO.18-23</p>	<p>生活習慣を確立するために、子どもが自分で意欲的に取り組む気持ちを大切に、手助け・見守りながら援助されています。移動図書館の利用や、JRを利用した福山市人権平和資料館訪問など、社会体験を得る機会も設けられています。</p> <p>絵本はナンバリングをしてパソコンで管理して定期的に入れ替えをし、積極的に貸し出されています。年齢に合わせ、様々な素材を使用して、季節に合わせた創作活動も実施し、各教室に、子どもの名前が特定されないよう子ども一人ひとりに決められたマークを表示して掲示されています。子ども同士のトラブルの際は、お互いの気持ちを大切にしながら、自分達で解決できるよう見守られています。その際に保護者との連携も大切にされています。子どもの状況に応じて抱いたり、声掛けをしたり安心できるよう複数の担任が関わられる体制となっています。</p> <p>子どもの睡眠時には、5分毎に確認表でチェックし、SIDSの対策をされています。SIDSの発生は入園直後が多いため、保護者とも連携し、慣らし保育期間を長めに設定されています。離乳食についても、入園時や進行状況に合わせ、保護者・担任・栄養士で話し合いの機会を持っています。また、誤嚥・窒息についても福山市のマニュアルに沿って対応されており、教室にもポスターを掲示し、職員にも周知徹底されています。</p> <p>長時間保育として延長保育に対応されており、利用される人数も多いと伺いました。保育室には、ソファや畳が設置されており、ゆっくり過ごせるよう配慮されています。</p> <p>各クラスに障害や課題を抱える子どもも在籍されており、障害児保育に関する研修を積極的に受講し、職員が正しい認識をもって保育されるよう努められています。必要に応じて医療機関や専門機関からの相談・助言を受けられ、状況に応じて療育にも同行されています。</p>
<p>3 子育て支援</p>	<p>(1)保護者等への支援 自己評価：NO.24-28</p>	<p>保護者とは、送迎時の会話や連絡帳を通して、毎日子どもの様子を連絡されており、毎年2回実施されるクラス懇談会でもクラスの様子を伝える機会をもたれています。家庭訪問も実施し、家庭環境や子ども一人ひとりの状況を把握されています。</p> <p>子どもの生活の様子は、連絡帳の他、セコムメールも活用して雨天時や緊急時等の連絡もされています。また、毎月2回クラスだよりを発行してクラスの様子を伝えるとともに、月の目標と評価についても保護者と共有されています。長期欠席の場合には、電話連絡だけではなく、状況に応じて家庭訪問も実施して、家庭の様子を確認されています。</p> <p>保護者からの相談には内容に応じて、教頭や園長も同席して対応されており、保護者と個別で話せる相談室も整備されています。</p> <p>登園時には、必ず視診を行い、心身の健康や衛生状態を把握されています。虐待を発見した場合は、速やかにこども東部こども家庭センターや児童相談所に通報されています。虐待に対応されるケースもあり、マニュアルも整備して職員研修も実施し、「子どもの権利を守る」という意識をもって、子どもの家庭環境や心身の状態などの把握に努められています。</p>
<p>4 子どもの安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO.29-31</p>	<p>食中毒や感染症への対応マニュアルを整備し、職員に周知されています。感染症発生時には、保護者にも毎日の掲示板で発生状況を知らせ、早期発見と感染予防に努められています。毎日、職員の健康チェックも実施されており、体調が悪い職員には、周囲の職員が配慮し、休めるよう声掛けをされています。</p> <p>子どもの状態急変時には速やかに保護者に連絡が取れるよう緊急連絡先を整理されています。また、救急救命法の研修や、定期的に火災や地震、不審者に対する避難訓練を実施されています。</p> <p>園内には、防犯カメラ、セコム、警察への通報システムを備えられており、不審者侵入時の訓練も2～3か月に1回実施されています。不審者侵入の事件も増えていることから、今後職員研修の実施も検討されています。</p> <p>◎体調の悪い職員には、職員の配慮で休める環境を作られていますが、交代を判断する職員にばらつきが出ないように、今後は交代基準を明文化することで、さらに良好な職場環境づくりにつなげられるのではないのでしょうか。</p> <p>◎ヒヤリ・ハット発生時は記録し、事例を蓄積されていますので、今後は、ヒヤリ・ハット事例を定期的に分析し、発生場所や時間、環境などを整理し、職員全体で共有することで、良好なPDCAサイクルの循環につなげ、事故発生を未然に防げるよう、より一層努められてはいかがでしょうか。</p>

<p>5 地域との 関わり</p>	<p>(1)関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34</p>	<p>発達に課題がみられる子どもとその保護者には、専門機関の紹介や情報提供をされており、必要に応じて医療機関や専門機関からの相談・助言を受けられています。診察や療育施設の参観日には、担任が同席される場合もあります。小学校の音楽会に参加したり、小学校の教員が夏休みに保育園で園児と交流したり、意見交換の場を持たれ、小学校とも連携されています。園長は、虐待防止ネットワーク委員も務められており、要保護児童の早期発見や保護に協力されています。関係機関と連携し、緊急入所にも対応されています。</p> <p>法人として、積極的に地域の子育て支援に取り組まれており、当園では、「そらひろば」を開設し、遊び場や園庭の開放を通じて、保護者の悩みやニーズを把握されています。一時保育も該当する年齢のクラスで受け入れ、毎日利用対応をされています。</p>
---------------------------	---	--

# 自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織

### (1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

### (2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	C	B	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	B	B	

### (3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	B	B	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	B	A	

## 2 組織の運営管理

### (1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

### (2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

### (3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

### (4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	B	A	



NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

**3 適切な福祉サービスの実施****(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足度の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	B	○
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

**(2)サービス・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

**(3)サービスの開始・継続**

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

# 自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

No.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 事業所運営体制の基本

### (1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	B	B	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	B	A	

## 2 子どもの発達援助

### (1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見直しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	

### (2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

### (3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(4)保育内容**

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

**3 子育て支援****(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	B	A	

**4 子どもの安全****(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	B	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	B	○
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

**5 地域との関わり****(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	